

平成22年(行口)第27号

次回期日 10月2日

控訴人 市野和夫 外138名

被控訴人 愛知県知事 外1名

## 第11準備書面

平成24年9月27日

名古屋高等裁判所

民事第2部 御中

控訴人ら代理人	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	原	田	彰	好
同	弁護士	竹	内	裕	詞
同	弁護士	樽	井	直	樹
同	弁護士	白	川	秀	之
同	弁護士	濱	鳶	将	周
同	弁護士	笠	原	一	浩
同	弁護士	籠	橋	隆	明
同	弁護士	吉	江	仁	子
同	弁護士	小	島	智	史
同	弁護士	若	山	哲	史

被控訴人知事に対する設楽ダム基本計画に定められた洪水調節、流水の正常な機能の維持およびかんがいに関する特ダム法 8 条に基づく費用負担金の支出の差止請求につき、第 10 準備書面による愛知県（企業庁）の設楽ダムの水道に係る費用負担金の納付義務および国土交通大臣の同納付通知の違法性についての補充を受けてさらに補充する。

- 1 設楽ダム基本計画（乙 4 4）によれば、設楽ダムは洪水調節および流水の正常な機能の維持、さらにかんがい（農業用水）をも建設目的としている。これらの河川管理とされる河川法 59 条に基づく負担額は概算額約 2070 億円の建設に要する費用の額に 1,000 分の 890 を乗じて得た額であり、河川法 60 条 1 項に基づいて愛知県はその 30% を負担すべきものとされている（特ダム法 8 条、河川法 60 条 1 項）。控訴人らが被控訴人知事に対し求めているのは上記費用負担金のその負担金額に達するまで毎年度なされる納付のための支出の差止である。
- 2 ところで、第 10 準備書面で述べたように、ダム使用権設定予定者が特ダム法 7 条 1 項の負担金（費用負担金）を納付しないときは、国土交通大臣は当該ダム使用権設定予定者のダム使用権設定申請を却下しなければならない（特ダム法 16 条 2 項）。そして、ダム使用権設定申請が却下されたときは、当該事業の基本計画は、特ダム法 4 条 2 項に定められているダム使用権設定予定者（5号）がなくなり、当該ダム使用権設定予定者に係る貯留量およびその配分貯留量（4号）と費用負担（6号）もなくなるものであるから、それに応じた基本計画の変更あるいは廃止が必要である（特ダム法 4 条 3～5 項）。

ダム使用権設定予定者のダム使用権設定申請が却下されれば、当該ダム使用権設定予定者は最早ダム使用権設定予定者でないのであるから、当該ダムの費用負担金の負担義務を負わず、その納付義務もない。また、ダム使用権設定申請を却下されたダム使用権設定予定者は、すでに納付した特ダム法 7 条の負担金（費用負担金）を還付される（特ダム法 12 条）。ダム使用権設定申請を却下された者は、基本計画の変更あるいは廃止において定められた水道等撤退負担金（事業縮小に係る不要支出額、なければゼロ、および縮小後存続する者の負担額がその者の投資可能限度額（本件ダム建設事業の場合は身替わり建設費）を超えるときは当該超える額、超えないときはゼロ）を負担することになる（特ダム法施行令

1条の2第2項～4項、2条～6条の2)。第10準備書面で述べたとおりである。

- 3 したがって、愛知県（企業庁）が設楽ダムの水道に係る費用負担金の納付（支出）をしなければ、国土交通大臣は、愛知県（水道）の設楽ダムの水道に係るダム使用权設定申請を却下しなければならず、これにより、設楽ダムの基本計画は、これに応じたものに乙44の設楽ダム基本計画から変更あるいは廃止されるので、乙44の設楽ダム基本計画に基づく費用負担金は、愛知県（水道）だけでなく愛知県においても、洪水調節、流水の正常な機能の維持およびかんがいの特ダム法8条に基づく費用負担金の負担義務がなくなり、その納付義務もなくなる。

よって、国土交通大臣の乙44の設楽ダム基本計画に定められた洪水調節、流水の正常な機能の維持およびかんがいに関する河川法59条の河川管理費用の河川法60条1項、特ダム法8条に基づく愛知県に対する費用負担金の納付通知は、控訴人ら第7準備書面第3～第6等で述べたように支出時までの実績事実によりその原因となっている設楽ダム基本計画が著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できないものであるかを検討するまでもなく、その負担と納付の義務のない者に対する納付請求であって違法であり、愛知県には納付義務がないものである。

- 4 以上のとおり、愛知県（企業庁）が設楽ダムの水道に係る費用負担金を納付しなければ、愛知県も乙44の設楽ダム基本計画に定められた洪水調節、流水の正常な機能の維持およびかんがいに関する特ダム法8条に基づく費用負担金の負担義務がなくなり、その納付義務もなくなるので、国土交通大臣のその納付通知は納付義務のない者に対する納付請求であって違法であるので、被控訴人知事に対しても、設楽ダムの洪水調節、流水の正常な機能の維持およびかんがいに関する特ダム法8条に基づく費用負担金の支出の差止を求めるものである。